

タクシー運賃のお知らせ

宮崎県のタクシー運賃は次のとおりとなっております。（令和8年2月1日より実施）

代表的なものを掲載しておりますので、詳細についてはご利用前にタクシー会社各社にお問い合わせください。

- * 時間制運賃はあらかじめ営業所等において特約がある場合に限り適用します。
- 利用者と乗務員との間での契約はできませんので、ご理解のほどお願い申し上げます。
- * 公共的割引の適用を受ける際は、それぞれ証明書等の提示が必要となります。
(公共的割引は、市役所などの自治体からの支援ではなく、タクシー事業者自らの経営努力により行っております。)

其 の 他 料 金										時 間 制										種 別	運 費 料 金 表									
遠 距 離 割 引	運 転 免 許 返 納 割 引	精神 障 傷 者 割 引	知 的 障 傷 者 割 引	身体 障 傷 者 割 引	回 送 二 輪 を 超 え る 場 合	ア プ リ に よ る 迎 車 の た め の	迎 車 回 送 料 金	年 間 を 通 じ て	深 夜 早 朝 割 増 料 金	一 分 四 五 秒 每 に	普 通 車	大 型 車	特 定 大 型 車	同	普 通 車	大 型 車	特 定 大 型 車	同 同	普 通 車	大 型 車	特 定 大 型 車	同 同	普 通 車	大 型 車	特 定 大 型 車	同 同	普 通 車	大 型 車	特 定 大 型 車	同 同
円大超特 を型え大 超・る一 え普部五 る通分 部一〇 分九割〇 一〇引〇 割〇円を 引〇	一一一 割 割 割 引 引 引	一回ごとに 二〇〇円	廻算地 送点を 量は 收受 しない。 満を の起車	二 二割増し	一 一〇〇円	一 一〇〇円	一 一〇〇円	四 四、〇〇〇円	四 四、一六〇円	一 一〇〇円	一分四五秒 毎に	一 一〇〇円	一分一〇秒 毎に	一 一〇〇円	一分一〇秒 毎に	六 六〇〇円	六 六五〇円	一 一〇〇円	七 七〇〇円	一 一〇〇円	運 費 料 金	令 和 八 年 二 月 一 日 実 施	一 一月二三日 認 可							